

陳 情 文 書 表

令 5 陳情第 1 5 号		令和 5 年 1 1 月 1 0 日受理
件 名	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情	
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広	
陳 情 の 要 旨		
介護保険制度は、施行後 2 3 年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態を一層加速させています。 政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし、政府は、利用料 2 割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引上げについて引き続き検討し、2 0 2 3 年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。 介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年から新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。 制度の改悪をやめ、憲法第 2 5 条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。 以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 9 9 条に基づき国に対して意見書を提出していただきたく、陳情いたします。 陳情事項 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。		

- 2 利用料 2 割負担の対象者の拡大、要介護 1、2 の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと。
- 3 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 4 全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1 人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。